

もっと便利 っとお得に



身近にある自動交付機や支所を利用して、便利でお得な手続きをしませんか

自動交付機が断然お得♪

「なほ市民カード」や「住民基本台帳カード」をお持ちですか？
一度このカードを作れば、お近くの自動交付機で各種証明書が取れるようになります。窓口での混み合いに時間を取られることなく、閉庁後も利用可能！しかも、通常1通300円の発行手数料が、自動交付機では200円です♪
ぜひぜひ、お得な自動交付機をご利用ください。



支所が近い！早い！

支所では、市民課窓口で行うほとんどの手続きができるほか、年金や国保の加入手続きなどもできます。身近で、待ち時間の少ない支所をぜひご利用ください。



住民基本台帳カード

写真入りにすれば(写真無しも可能)、銀行などで公的な身分証明書としても利用できます。(発行手数料500円)

那覇市民カード

発行手数料300円

自動交付機および各支所、市民サービスセンターで可能な手続き

各種手続き	支 自 サ			支 自 サ			
	支	自	サ				
出生届	○			住民票の写し	○	○	○
死亡届	○			戸籍の附票の写し	○		○
婚姻届	○			戸籍謄本(抄本)	○		○
離婚届	○			戸籍の記載事項証明書	○		○
転籍届	○			除籍(改製原)の謄本(抄本)	○		○
転入・転出届	○			除籍の記載事項証明書	○		○
転居届	○			受理証明書	○		○
世帯主変更届	○			身分証明書	○		○
世帯分離届	○			印鑑登録証明書	○	○	○
世帯合併届	○			所得証明書/資産証明書	○	○	○
印鑑登録	○			無資産証明書	○		○
住民基本台帳カード申請	○			扶養証明書/納税証明書	○		○
国保加入・喪失	○			軽自動車車検用納税証明書(無料)	○	○	○
年金加入・種別変更	○			他	公園内スポーツ施設使用料の支払い	○	○

*「支」:各支所、「自」:自動交付機、「サ」:新都心市民サービスセンター

公園内スポーツ施設使用料の支払いも

新都心、漫湖、松山、中央、大石、若狭公園内のテニスコートおよび漫湖公園多目的広場の施設使用料の支払いを、自動交付機で行うことができます。しかも、施設利用申込みは、パソコンや携帯などから、市のホームページ内「公共施設予約システム」で可能。市役所窓口まで行かず一連の手続きが済ませられます。
(*利用前には一度、公園管理課窓口で登録手続きが必要です)



お近くの自動交付機をチェック!!

- 市役所仮庁舎(A棟1階正面玄関) 午前9時～午後7時
 - 天久りうぼう(フードコート側入り口)
 - 首里りうぼう(1階TSUTAYA入り口)
 - コープこくば(左側入口飲食コーナー奥)
 - イオン那覇店(1階待ち合わせの広場と婦人靴売り場を挟む通路)
 - パレットくもじ(1階市外バス停側入り口)
- 午前9時～午後10時



お問い合わせ

- 税に関すること **税制課** / ☎862-9903
- 公園内スポーツ施設に関すること **公園管理課** / ☎951-3239
- 新庁舎駐車場に関すること **管財課** / ☎862-0581
- その他届け出など **市民課** / ☎862-3274

！新庁舎は駐車場が有料になります

平成25年1月から開庁する市役所新庁舎では、適正かつ効率的な駐車場の運営を図るため、駐車場を民間事業者へ貸し付けし、有料化を導入します。ご理解いただくとともに、さらなる自動交付機や支所の活用により、便利な生活へとつなげていただきますようお願いいたします。

【新庁舎駐車料金】

平日8:00～18:00
1時間以内100円(以降30分300円)
上記以外の時間は、事業者の設定する金額となります。
*障害のある方や予防接種などの場合は、免除となります。
(詳しくは12月号でお知らせします)

ちなみに…

駐車場貸付収入は、これまで自治会加入者だけで負担していた街灯の電気料金や、省エネ化のためのLED電球への切替えに使われます。

11月11日は那覇市長選挙

任期満了に伴う那覇市長選が11月4日(日)に告示され、11日(日)に投票が行われます。投票所入場券に指定された投票所で投票しましょう。投票当日に投票所に行けない方は期日前投票ができます。

【対象】
平成4年11月12日までに生まれた方で、平成24年8月3日までに本市に転入し、引き続き住まれている方

【期日前投票】
11月5日(月)～10日(土)
新都心銘苅庁舎2階(IT会議室) / 8時半～20時
首里支所1階(会議室)・真和志庁舎地下(コミュニティ会議室)・小禄南公民館1階(視聴覚室) / 8時半～17時15分
*「宣誓書(投票所入場券の裏面)」に記入し、4か所のどちらでも投票できます

【郵便投票】
身体障害者手帳(1級～3級程度)または戦傷病者手帳や介護保険証(要介護5)をお持ちの方で、一定の条件を満たす方は郵便を利用して投票が出来ます。郵便投票には、郵便投票証明書が必要です。

【点字・代理投票】
●目の不自由な方のために、各投票所に点字器を用意しています。
●身体が不自由なため候補者の氏名などが書けない方は、係員に申し出れば補助員が立会の上で候補者の氏名等を書きますので、お申し出ください。

お問い合わせ **選挙管理委員会** / ☎951-3215

母子および父子家庭などに医療費を助成します

母子および父子家庭などの生活の安定と自立支援を目的に「母子及び父子家庭等医療費助成事業」を行っています。

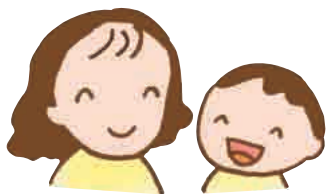
【対象者】
市内在住の母子および父子家庭の児童(18歳に達した日以後、最初の3月末日まで)と、その母または父、養育者が養育する父母のいない児童
※ただし、生活保護など他制度で医療費助成受給中の方を除く

【助成対象期間】
受給資格者証交付申請の日から翌年7月31日まで
(毎年現況届を認定後、8月1日から翌年7月31日までの資格者証を交付します)
※転出など資格要件に該当しなくなったときは、その前日まで

【対象医療費】
保険診療の一部負担金のうち、食事療養費や加入の保険等の支払う高額療養費や付加給付金等及び、一部自己負担を除いた額

【支給申請期間】
診療を受けた月の翌月1日から2年以内

【申請に必要なもの】
資格者証、対象者の健康保険証、医療費領収書



受付窓口・問い合わせ先
子育て応援課・医療費支援グループ / ☎861-6951